

桜桑会諸経費減免生募集のお知らせ

(名称・目的)

桜桑会諸経費減免制度（以下「本制度」という）は、安積高等学校在校生に対して、本校における桜桑会、PTA等の諸会費及び学費以外の諸経費を減免し、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(諸経費減免額)

諸経費減免額は年額50,000円以内とする。

(採用人数)

諸経費減免生は各学年7名程度とする。

(申請方法)

- 1 諸経費減免生を希望する者は、組担任から桜桑会諸経費減免制度申請書(第1号様式)を受け取り、保護者連署のうえ、**所得証明書**を添えて組担任に提出する。
- 2 **申請期間は8月14日(月)**までとする。

(審査決定)

提出された所定の書類をもとに、性行、学業成績、健康状況、及び家庭状況等を勘案して審査決定する。

(決定・通知)

- 1 8月下旬に選考委員会で審査決定する。
- 2 諸経費減免生決定通知書(第3号様式)は組担任を経て配付する。

(減免方法)

- 1 9月初旬に会長より諸経費減免額を口座に振込む。
- 2 受領書(第4号様式)は保護者連署のうえ、組担任を経て本会に提出する。